審　査　基　準

平成８年３月２７日作成

法令名 　行列行進、集団示威運動に関する条例
根拠条項 　第１条第１項
処分の概要 　行列行進集団示威運動の許可
原権者（委任先） 　新潟県公安委員会
法令の定め 　第２条（申請手続き）、第３条（申請書記載事項）、第４条第１項（許可、不許可）第４条第２項（条件付与）
審査基準 　次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。 １　実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 ２　実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使、その他官公庁及び外交公館等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 ３　実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。 ４　その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安全の保持に直接危険が及ぶことが明らかであるとき。
標準処理期間 　定めることはできない。 当該行列行進及び集団示威運動が公安の維持等に危険を及ぼすか否かを判断するために要する時間は、個々の事例により異なるため。
申請先 　開催地を管轄する警察署
問い合わせ先 　新潟県警察本部警備部警備第二課（電話　０２５－２８５－０１１０　内線５７７１）
備考